要望書

(選択的夫婦別姓制度の早期実現を求める)

法務大臣

滝 実様

2012年6月14日

全国司法書士女性会

会長 大城 節子

私たち、全国司法書士女性会は、下記の理由により、選択的夫婦別姓制度の早期実現を要望します。

理由

1、 少子化による人口減少社会を迎え、社会における女性の活躍が一層期待されます。女性 にとって、働きながらの結婚、出産が障壁とならないようにするためには、「夫婦別姓制 度」が必要です。

なぜならば、婚姻後の夫婦同氏を強制するわが民法(第750条)のもと、結婚に際し約97%の女性が氏の変更をしている現状では、婚姻前と婚姻後の人物が同一であることを説明するため、女性だけに大きな負担が強いられているからです。

2、また、少子化社会の子供たちが結婚時期をむかえ、カップルの多くが一人っ子の長男長女であり、どちらの家庭においても氏の変更をよしとせず、したがって氏を変更することを望まないという理由で結婚できない又はしないカップルが増加しています。このままでは、結婚して子どもを産みたいと望む女性が減少し、少子化社会がさらに進み大きな社会問題となると考えます。

よって、一刻も早く、選択的夫婦別姓制度が実現し、それを望む人は、氏を変更せずに婚姻できる制度の創設が望まれます。

- 3、 国際的に活躍する人物の場合、パスポートネームで認識されます。
 - 例えば、研究論文や著作を発表した時の氏名と、婚姻後のパスポートネームが変わっていると、それまでの業績が無と化すに等しい結果となる場合が起こり得ます。
 - 自己の発表論文や著書とパスポートネームが異なると同一人物と判断されないこととなり、大きな不利益が生じる結果、法律婚ができないでいるカップルを多数生むことになります。
- 4、 さらに、国連勧告に従わず、選択的夫婦別姓制度を設けていない国は日本以外には見当 たらない現状となっています。